

日程第十 議案第九十八号

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第十一 閉会中の継続審査申し出について

日程第十二 特定事件の継続調査について

午前十時 開会・開議

○議長

(石川信義君)

ただいまから昭和四十八年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長

(石川信義君)

この際報告事項がありますので事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一 議員提出議案について

(別添参照)

○議長

(石川信義君)

以上で報告を終わります。

○議長

(石川信義君)

今日の議会運営については議会運営委員会にありて検討されておりますので委員長から報告願います。

(議会運営委員長 山石田博君登壇)

○議長

(山石田博君)

ご指名がございましたので報告いたします。

議会運営委員会へ来る九月二十八日午前九時、全員の出席を得まして開催し、議長から諮問を受けました第三回定例会最終日の日程等について協議いたしました結果、日程及びその順序についてはお手元にご配付のとおり決定し、ご審議をいただくことにいたしました。

内容においてはほとんどが第一日目に委員会付託になり議長あてに報告されたもの九件、新たに議員提出分一件、その他閉会中の継続調査申し出及び特定事件の継続調査であり、合わせて十二件が本日の日程であります。なお新たに提出されました委員会条例の一部改正は、福生市組織条例の一部を改正する条例とも関連がありますので、慎重ご審議をお願い即決いただくよう議会運営委員会としては意見の一致をみた次第でございますのでよろしくお願いいたします。

また理事者より全員協議会の申し出もあり、全日程終了後行なうことに議会運営委員会としては了承しておりますので合わせて報告いたします。

以上のとおりであります。何とぞ議会運営委員会の決定どおり第三回定例会最終日の議事が円滑に運ばれますようお願い申しあげまして簡単でございますが報告いたします。

○議長（石川信義君） ただいま委員長の報告がありましたとおり今日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石川信義君） 日程第一議案第ハ十八号福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（総務委員長 森田秀雄君 登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） ご指名がありましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお引き続き審査の概要についてご報告申しあげます。本案審議に先立って担当課長の説明を求めました。



從來各課で行っていた用地取得の業務を今後の行政需用の増大に伴い、用地取得の一元化をはかり、より効率的に行いまた土地開発公社の事務も含め新たに用地課を設けようとするものである。——との説明がありました。

なお、本会議において指摘があったように、改正条文の表現方法について誰がみてもわかりやすい表現にすべきではないか。——に対し、国や都においてもまた近隣八王子市や昭島市等でも同じ方法で行っており、例規印刷等の簡素化もできる点も考え合せ今後この方法で改正をしていきたい。また用地課のできるまで業務はどこで担当するのか。——との質疑に対しては、公社設立までの間は企画財政課が担当し、用地課は認可前に発足させたい。——との答弁があり、ついで本案に対し採決いたしましたところ、当委員会としては原案を可決すべきものと決定いたしました。

よろしく慎重ご審議のうえ、当委員会の決定どおりご可決くださるようお願い申しあげまして報告いたします。

○議長

(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十四番

(小林暢吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) あはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十八号福生市組織条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（石川信義君） 日程第二議案第八十九号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曽根実君登壇）

○厚生委員長（中曽根実君） ご指名がございましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）

別添参照

なお、引き続き審査の概要について補足してご報告申しあげます。

本条例の改正案は、国の地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の第十八条の二第二号中に規定する低所得者に対する保険料の減額基準額を現行の九万円から十万円に改正しようとするもので、本改正による該当数は二号関係で二百七十世帯、金額にして約七十万円、また一世帯の収入が十六

電字削除

福生市議会

万円以下の場合六〇％の減額をするという一号の規定を含めますと約五百世帯、金額にして百五十万円程度となるが、この減収にあたっては国の調整交付金で賄われることになっている。——このような説明があり採決の結果、当委員会としては原案のとおり決定いたしました。

よろしく慎重ご審議を賜わり、当委員会の報告とありご決定くださるようお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十四番（小林暢吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号については、討論を省略し委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議案審査報告書朗読

議案審査報告書朗読

議案審査報告書朗読

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十九号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告とあり可決されました。

○議長 (石川信義君) 日程第三議案第九十号昭和四十八年度福生市一般

会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告願います。

まず総務委員長からお願いします。

(総務委員長 森田秀雄君登壇)

○総務委員長 (森田秀雄君) ご指名がありましたので、審査報告をい

たします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本予算の審査の概要についてご報告申しあげます。

本案審議に先立って各担当課長より補正内容の説明を求め、その主な内容は、歳入の市税で市民税、固定資産税、都市計画税の調定増として五千五百四十二万五千円、基地排水の武蔵野幹線における負担金を主とする国庫支出金で二億一千八十七万八千円、老人福祉関係の負担金や補助金を主体とする都支出金が四百七十五万八千円、そのほか道路占用料として百一十二万八千円の減額、繰越金で一億四千四百三十三万八千円の減額、諸収入において三千八百八十五万六千円の増補正であります。このうち雑入として市道三本の改良工事に対する負担金が組まれている点につき、本会議でも指摘を受けたが、今後これらの検討を加えそれぞれの性質別に振り替えていきたいと思います。

また歳出においては議員旅費、議長交際費を合わせ二百五

十九万六千円、総務費のうち諸費では税務関係の還付金四十万円、教育費において給食作業員二名増のための賃金や七小建設に伴う一小給食室の改良工事費、図書二千冊を購入するための経費その他を合わせまして合計二百九十六万六千円の補正、予備費で一十二百九十八万五千円を補正しようとするものである。——との説明があり、続いて質疑に入りました。

繰越金は従来五千万円程度あったが——に対して、本年度は予算に対する収入が伸びておらず、また執行率も上がっているものと思われ、最終的には一億五、六百万円程度になるものと思う。市税徴収と市民税の伸びと電算機利用については——の質疑に対して、電算機の関係では都下二十六市中十二市で実施、六市が検討中のように、徴収率アップを考え、福生もその準備を進めている。市民税の伸びについては前年に比べ個人分で四％、固定資産税で一五・五％、都市計画税で一六・二％、軽自動車税で五・六％とそれぞれ上がっており、そのほかは申告納付のため対比できない。市民税の調定増の内訳は——に対し

個人分の所得割の調定が三億九千五十四万四千円、この徴収率を九七・二％とみて三億七千九百六万九千円を当初予算で組み、また均等割を四百二十五万円の調定に対し九七・二％の四百十三万一千円、計三億八千三百七十四万円を当初予算に組んでいるが、最終的に調定額が所得割、均等割を合わせ四億一千百七十五万五千円、これに九七・二％の徴収率をかけ三億九千九百七十五万五千円、したがって当初予算額との差額が一億四千四百三十三万五千円となり、このうち第一回の補正で一十二百二十万円の、今回二百三十八万三千円を補正し、残額は次の機会に補正したい。なおこのほかにも税務署の更正額が若干見込めるものと思う。外国人登録事務委託金の増は何か。——との質疑に対し、基本額一万七千円のほか登録人員割と取扱数割を含め十五万九千円が確定し、当初予算において十二万四千円を組んでいるので、その差三万五千円を今回補正しようとするものである。次に歳出関係の議会費は、旅費の補正で三常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の視察旅費として六十六名分の一人三万円として百九十八万円で、現予算の残五十八万四千円を

差し引いた百三十九万六千円を補正しようとするもの、また議長交際費は都議長会関係において定例会二回分十四万三千円をはいじめ、理事会九回分、事務局長の研修会や連絡会等の経費で合計七十八万六千円が今後予定され、予算要求をする時点で四十万七千四百二十八円支出済となっている額を合わせ百十九万三千四百円となっている。また社会教育費の図書購入費百五十万円については、体育館内の図書館に約二千冊を入れ一万冊となるが、主にレクリエーションやスポーツ用の図書が多く、福祉会館の図書館から要求があれば交換して貸し出している。職員のベースアップはどの程度か——については、現在職員が三百八十一名おり、扶養手当、住居手当、通勤手当等を含め都に準じたベースアップをするに約一億二、三千万円程度必要となるが、この財源としては今後の地方交付税の伸びを充当することとし、次の定例会に条例改正をしたいと思います。

以上のような質疑応答のあった後、本案について採決をいたしましたところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと

決定いたしました次第であります。

よろしく当委員会の決定どおりご可決くださいますようお願いいたしますし報告いたします。

○議長

(石川信義君)

次に建設委員長大野行夫君

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

なお、本案審議につきまして補足説明を申しあげます。

審議に入る前につぶさに現地視察を行った後、まず建設課長より説明を求めました。

今回の補正四十一万三千円は労働費のうち失業対策費であり、民間自由労働者五名に対し夏期手当一人二万九千円と、それに予想されます冬季分を見込んだものと、失対労働者一名が瑞穂町から転入したことにより冬季の期末手当一名分を見込み計上したものである。道路河川橋りょう費のうち道路新設改良費六千九百四十八万円は^{二二九}井ノ丸^{二二九}線歩道橋架設工事費及び^{二二二}井ノ丸^{二二二}

号線市道改修工事費である。

また都市計画課長よりは土木費の公園管理費百四十万円は都市計画課に新たに公園係が設置されたことに伴い、従来衛生課の担当であった公園関係予算を移したものである。——との説明がありました。

ついで下水道課長より、武蔵野幹線下水道工事に関する下の川下流の改修についてK・P・C・Pの第一号工事としての予算がきまり、これは国の事業を市が受託工事として施行するもので、土木費の武蔵野幹線排水路費二億四百八十万円に付ては、主に下の川改修の実施設計委託料として三百二十万円、工事請負費として一億九千四百二十六万円計上し、今回第一工区三百六十四・ハメートル、第二工区三百六十三メートルの工事を予定し、残る百ハメートルに付ては予算を防衛庁に追加補助を要請している。この予定額は約五千万円程度かかるのではないかと思う。備品購入費は現場用自動車一台分の購入費九十万円等である。——との説明を受け、企画財政課長よりは諸支出金では福生市土

地開発公社の出資金として五百万円と五十万円は運用資金である。また債務負担行為に付ての説明を受け総括質疑に入り、下水道事業に付ては下の川の下流よりの工事に合わせ、中央幹線の上流工事につても早急に手を打つべきである。——との質問に、特に国道十六号が縦横断カ所は推進工事をもつて行う計画である。土地開発公社設置に付ては土地開発公社が取得する買収額に付ては限度額はないが、公債比率が二〇%をこえた場合は財政面において東京都の行政指導が行われる。金融機関からの借入金の利率は年七・五%〜八%程度であり、償還期間は一般会計で買い受けをした際に利息を含めて返還する。建設面で事業がはく大となるが編成はどうなるのか。事業に支障はないかとのことにつては、市のお知らせで技師を募集している件にもふれ、現在下水道課は十三名おり仕事は処理できるので増員はない。武蔵野幹線の事業施行にあたっては一切国の負担金で行うことになっている。南公園の利用に付ても、駐車場が狭いのではないか。入口付近を整備して駐車スペースの確保を考

えてはどうか。——については、駐車場は四十台くらいは駐車できろ。入口付近の敷正備も考えたい。また下の川寄りのヘンスを移動させて自転車道に余裕をもたせてはどうか。——については、下の川改修の段階で考慮したい。——等の質疑があり採決いたしましたところ、全委員一致で本案は原案どおり可決することに決定いたしました次第であります。

○議長

(石川信義君) 次に厚生委員長中曽根実君

(厚生委員長中曽根実君登壇)

○厚生委員長(中曽根実君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

なお、補足して審議の概要について簡単に報告申し上げます。当委員会に付託されたものは、総務費のうち市民課関係の戸籍住民基本台帳費において、二十五年に一度の戸籍の書き替えがあり、本年はその年に当たり、当市の七千五百戸、約一万八千

枚をマイクロフィルムによって青梅市と共同で法務局に送付するための撮影委託料二十五万円の補正であります。なお市内に外国人が本年三月末で八百五十九人いるということ、民生費の社会福祉費において、十月より民生委員が六名増員され三十名となったための報酬や議会で陳情書が採択となった駐留軍の離職者に対する見舞金関係で、四月一日以降離職した者に対し一万五千円、百名分として百五十万円、また老人家庭奉仕員二名の賃金が月額五万三千円から六万円となったための経費、新たに一人暮らしとか同部落に親族がいない等の六十五歳以上の老人に訪問電話五台を都の二分の一の補助を得て設置しようとするもので、都の計画によると今後五年間で十五台程度設置される見込みで、老人の調査を民生委員にお願いし順次設置していきたい。本年より六十五歳以上の一人暮らしや世帯全員が六十五歳以上の老人に対し友愛訪問員を十名置き、月額二千円をお願いし、社会福祉協議会に委託しようとする経費あるいは老人福祉手当の増、国が六分の四、都と市が六分の一ずつ負担し、老人一千八百八十三人の該当者に対する医

療扶助等の補正を含め、社会福祉費で一千二万四千円、また衛生費の保健衛生費においては結核予防接種関係の経費のほか老人検診の委託料や各種予防接種の費用、また公園除草の経費を都市計画費の公園費に組み替えるための百四十万円の減額、そのほか公害対策の基礎調査を都の委託を受けて行うための経費等を含め、増減差し引き二十四万九千円の減額補正、清掃費関係において、砂利穴を利用して二十市町が負担して羽村町道を舗装しようとする経費をはじめ、ごみ処理場の消毒費、麗日土木の砂利穴を月三十万円で借りあげている経費とか、し尿処理費では八月二十七日から湖南衛生組合で処理している委託料七ヶ月分をはじめ、臨時作業員の賃金や体育館内の浄化槽排水工事費を含め、合計一千百四万四千円の補正、消防費において本年四月に消防組合が解散し都に移管となり、三月末までにおける消防職員の退職手当準備金で、退職手当組合からの還付金五百八十五万一千円と羽村・瑞穂の負担分四十二万六千円、それに福生市の負担分三十六万六千円を合せ六百万六千四百三十四円を

補正しようとするもので、そのほか市の消防団の各種負担金をも含め、合計六百六十八万七千円の補正額となっている。――等の説明に対する質疑が活発に行われ、その主な内容は、社会福祉関係では老人訪問電話の方法は、駐留軍離職者の増加、また老人家庭奉仕員の待遇と友愛訪問員の制度について等で、老人訪問電話は一日二通話とし、老人から担当の民生委員に通話するようにし、現在規則を作成中である。駐留軍については申請期間が三ヶ月あり、関係市と歩調を合わせるために四月一日以降から該当としたが、離職者が百人以上ふえた場合は、補正措置をしたいと思います。老人家庭奉仕員は現在二名おり勤務は午前八時半より午後五時まで、休日は水曜・日曜とし、非常勤職員であるので市独自で期末手当を支給している。友愛訪問員については六十五歳以上の一人暮らしとか、その世帯全員が六十五歳以上の老人に対し交流を深めることとか、老人が親しくしている人に奉仕活動として十名程度に月二十四円をお願いし、業務は社会福祉協議会に委託してやっていきたい、次に民生費関係で、衛生組合前の羽村町道の舗装負担は、